

2020 年 6 月 5 日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌 様

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合

執行委員長 仲宗根 司



夏季休業期間短縮・授業時数の確保についての依頼文書にかかる要請書

平素から沖縄県の教育の発展並びに教職員の勤務条件改善にご尽力され、コロナ禍での学校の安心・安全対策への取り組みに深く敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症防止対策のための一斉臨時休業による学習の遅れを懸念し、県立学校教育課から夏季休業期間の短縮、授業時数確保についての依頼文（教県第 251 号他事務連絡）が各学校に発出されました。その内容は夏季休業期間を 8 月 1 日～10 日、年間 1 単位あたりの授業時数は 33.0 を下回らないこととされています。

生徒の学びを保障するため、臨時休業の補充をすることに異論はありません。各学校においても夏季休業期間の補習授業を想定し、すでに教育課程の見直しを図り、学校独自の「学びの保障」を計画しているところでした。しかし、依頼文書が発出される度にやり直しを迫られ、職員が困惑しているとの報告が数多く寄せられています。依頼文書とはいえ各学校では、数値化されると従わざるを得ないとの判断から授業時数のみの確保によってさらなる行事の縮減を余儀なくされています。

そもそも 1 単位 35 時間の年間授業時数は標準であって最低ではありません。各学校が主体的に計画し、行事を含めて学校の特色を活かした「豊かな学びの保障」をすることが重要です。文科大臣も「夏休みをなくすなどして授業を詰め込むのではなく、さまざまな行事を含め幅広く子どもたちの教育を考えるのが大事」と述べています。

6 月から学校が本格始動し、教職員は平常時の業務に加え、日々の感染防止対策と生徒の「心のケア」に取り組まなければなりません。とりわけ夏季休業期間は進路決定に向けて重要な時期であり、生徒・職員がいくらかでもゆとりを持って準備ができる環境が必要です。過度の詰め込みによって子どもや教職員が疲弊しないよう、本来の夏季休業の趣旨を踏まえ、今年度は学習指導要領にのっとりながらも扱いを柔軟にできる枠組みを用意することが求められます。

つきましては学校の安心・安全の確保のため、生徒・職員が感染症予防に十分に取り組みながら各学校の特色が活かされる教育課程が編成できるよう、下記について要請いたします。

記

1. 夏季休業期間は期間を区切らず、各学校が弾力的に運用できるよう再度、文書を発出すること
2. 各学校が行事も含めた「豊かな学びの保障」ができるよう、授業時数の確保については数値化せず、多少幅をもたせて学校裁量が可能となる旨の文書を発出すること

以上